

1月から自転車安全利用の新しいルールが始まります



自転車交通安全課の職員により結成されたサイクルレンジャーが、4月号の市政だよりに引き続き登場。今回は「仙台市自転車の安全利用に関する条例」のポイントを解説します。

誰もが気軽に乗

れることが自転車の魅力。だからこ

そ、より安全な利

用が求められています。



市では、平成25年度に「都の都の自転車プラン」を策定し、安全利用のためのさまざまな取り組みを進めてきました。しかし、市内の自転車事故では、自転車利用者の約4割が交通違反をしているという現状です。

1月1日から施行される「仙台市自転車の安全利用に関する条例」では、市民の交通安全を確保するため、市・市民・自転車利用者などが守るべき責務や役割を明確にしています。特に自転車利用者には、道路交通法等を守ることはもちろん、ヘルメットの着用に努めることや、自転車損害賠償保険等の加入義務等を定めています。ルールを守り、思いやりの心を持って、楽しく安全に自転車を利用しましょう。

◆自転車利用者が守る新しいルール◆

ヘルメットをかぶろう

●事故による深刻な被害を防ぐため、ヘルメットの着用を努めましょう



歩行者に優しい通行をしよう

●歩行者や他の自転車の通行に配慮しましょう
●歩道等を自転車で通行する際に歩行者の通行を妨げる恐れがあるときは、押して歩くなど歩行者の安全確保に努めましょう



自転車損害賠償保険等に加入しよう

(平成31年4月1日から加入を義務化)

●自転車事故で相手方を死傷させた場合の高額な賠償請求に備えるため、自転車損害賠償保険等に加入しましょう

※自動車保険や火災保険などの「個人賠償責任特約」などで既に加入されている場合があるので、まずは加入している保険の内容をご確認ください

<サイクルレンジャーのワンポイント>

日常の点検や、自転車販売店での定期的な整備をしましょう。合い言葉は「ぶたはしゃべる」です！

- ぶ・・・ブレーキはかかりますか？
- た・・・タイヤの空気は入っていますか？
- は・・・ハンドルは曲がったり緩んだりしていませんか？
- しゃ・・・車体（サドル、チェーン、ライトなど）を確認！
- べる・・・ベル（ブザー）はよく鳴りますか？



この特集に関するお問い合わせは、自転車交通安全課 ☎214・1075、FAX214・1091